

来年度改正の焦点の1つは、タックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制，以下「CFC税制」）の見直しである。平成28年度与党税制改正大綱では「外国子会社合算税制については、航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等BEPS（税源浸食と利益移転）最終報告書の考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本制度の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る」（一部省略）と詳細な記述がなされている。

BEPS最終報告書（行動3）では、「軽課税国等に設立された相対的に税負担の軽い外国子会社を使ったBEPSを有効に防止するため、適切なCFC税制の設計の構築を求める」として、「経済活動又は価値創造の場で課税する」という原則のもと詳細な記述をしている。

この勧告内容は、ミニマム・スタンダード、ベスト・プラクティス等が混在しているBEPS勧告の中で、各国の裁量が大きい「ベスト・プラクティス」とされた。それは、先進諸国でのこの税制の位置づけが異なる、つまり、米国のように外国子会社配当益金不算入を採用せず全世界所得課税原則をとる国は、この税制を「繰延防止措置」と位置づけているが、わが国を含む多くの主要国は、CFC税制を「租税回避防止措置」と位置づけていることから共通化が困難だったという事情による。

見直しの具体的論点は、以下の3つであろう。

第1に、オーバーインクルージョンの問題である。与党大綱では、航空機リース事業の取扱いを取り上げて、「適用除外基準」を議論している。この点、租税回避防止の観点からわが国の課税権が過度に強化されると、日本企業の競

争力に与える影響が懸念されることになる。

第2に、アンダーインクルージョンの問題である。多国籍企業の租税回避・実体を伴わない所得移転を厳しく見直し、競争条件の公平化（レベルプレイングフィールド）を図ることは、外資系企業にとっては不利に、大部分の日本企業のように真面目に活動している企業にとっては有利に働く。

第3に、対象所得の定義（絞り込み方法）の問題である。配当や利子など法形式に基づき分

類された所得を用いて判断するカテゴリーアプローチと、CFCの実質活動を見る実質アプローチなどがあるが、それぞれのメリット・デメリットを比較しながら検討していくことが必要である。ちなみにわが国は、双方を兼ね備えたハイブリッド型である。

わが国企業にとっての最大の関心事と思われるのは、租税回避防止措置が複雑になり過ぎて、コンプライアンスコストが過大となることであろう。制度設計の際は、過度な複雑化は避ける必要がある一

方で、簡素化だけを目的とする改正は本末転倒になりかねない。コーポレートガバナンスとの関連から、外国子会社の活動把握の必要性は高まっており、この辺りも考慮する必要がある。

企業活動の国際化の中で、租税回避防止としてのCFC税制と移転価格税制（TP）は、車の両輪である。とりわけ2009年にわが国は、外国子会社配当非課税という大きな改正をした。これは、少子高齢化で市場規模の拡大が見込まれない国内より、成長度合いの高い海外で所得を稼ぎ、わが国に還流して、設備投資や賃上げに活用してほしいという趣旨からの改正である。それは海外に所得を付け替えるインセンティブを高める効果も持つ。そこで、租税回避防止という役割を負ったCFC税制やTPの役割が改めて問われることになる。

第110回
タックスヘイブン
対策税制(CFC
税制)の見直し
森信茂樹
ことわり
中央大学法科大学院教授
ジャパニーズ・タックス・インSTITUTE所長

税制之理